

公益財団法人日本卓球協会
専門委員会組織規程

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づき、会務遂行のため強化本部および以下に掲げる各専門委員会を設置する。

なお、定款第4条に掲げる事業遂行のため、新に設けられた場合あるいは廃止することになった場合には、その都度追加または削除するものとする。また、強化本部関連事項については別途定めるものとする。

- ① 競技者育成委員会
- ② 広報委員会
- ③ ルール・審判委員会
- ④ アスリート委員会
- ⑤ 組合せ委員会
- ⑥ 段級制委員会
- ⑦ クラブ委員会
- ⑧ レディース委員会
- ⑨ マスターズ・ラージボール委員会
- ⑩ スポーツ医・科学委員会
- ⑪ 中学生普及委員会
- ⑫ アンチ・ドーピング委員会
- ⑬ 登録推進委員会
- ⑭ 環境委員会
- ⑮ ホープス委員会
- ⑯ 用具委員会
- ⑰ 指導者養成委員会

第2条 各専門委員会（以下委員会という）は、会長ならびに理事会の諮問に応じ、所掌する専門事項に関し、調査・研究・企画立案・審理する。

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- 1) 委員長 1名
 - 2) 副委員長および委員 若干名
- （但し、委員とは別にアドバイザーを置くことができる。）

第4条 委員会を統括する専門部を理事会が設置することができる。部長には理事会の推挙により会長が理事の中よりこれを指名する。

第5条 委員会の委員長、副委員長および委員は、理事から会長が指名する者および本会会員または会員外の学識経験者の中から、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条 委員会の委員の任期は2か年とし、再任は妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その任期満了後でも、次期専門委員会組織正式発足時までその職務を担うものとする。

第7条 委員長は、その所管事項を総括処理する。

第8条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する所掌の調査・研究・企画立案専門業務に従事する。

第10条 委員会は、委員長が必要と認めたときまたは委員総数の 1/3以上の要求があった場合等において、委員長がこれを招集する。

第11条 委員長は、委員会を開催した場合は、その議事要録を作成保管するとともに、年度末にその結果を理事会に報告しなければならない。

第12条 各委員会において所掌する業務執行上の手続規定、細則、基準要綱等については、それぞれの「委員会規程」においてこれを定めるものとする。

第13条 各委員は、委員会を通じて得られた検討中の内容を外部に漏らしてはならない。

第14条 委員会活動に伴う講師招聘などに対する謝礼金は、次の各項目に従って支給されるものとする。ただし、それ以外に特別な謝礼金を支給する場合には、専務理事の承認を得なくてはならない。

1) 講師・指導者への謝礼金

① 1時間以上の講義・指導に対して、3万円

② 1時間未満の講義・指導に対して、2万円

第15条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。

3 この規程は平成27年3月14日に一部改訂、平成27年3月14日より施行する。

4 この規程は平成30年3月10日に一部改訂、平成30年4月1日より施行する。

5 この規程は平成30年9月22日に一部改訂、平成30年9月22日より施行する。

(委員会名称変更)

①競技者育成委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第①項の競技者育成委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、将来のオリンピック競技大会・世界卓球選手権大会でメダルを獲得できる競技者育成プログラムを作ることを目的とする。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 競技者育成
- 2) 新人発掘
- 3) 指導者育成
- 4) 一貫指導カリキュラムの作成

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 3名以内 |
| 3) 委員 | 25名を限度とする |

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会は、活動を効果的に遂行するため、年数回の委員会を行うほか、次の活動を行う。

- 1) ナショナルチーム、ジュニアナショナルチーム、ホープスナショナルチームの活動方法について、各ナショナルチーム監督とディスカッションし、競技者育成のための方法を策定する。
- 2) 小学生から中学生までの全国大会にナショナルスタッフを派遣し、ポテンシャルのある選手を発掘する。大会実績から選手をノミネートし研修合宿に参加させ、技術・体力・人物等を評価する。
- 3) 文部科学省認定の公認スポーツ指導者養成講習会の専門科目のカリキュラムや研修方法を改善し、より全国指導者のレベルを上げていく。また、強化のホームページを立ち上げ、全国の指導者との情報の共有化を図る。
- 4) 有識者が中心となり、発育・発達段階に応じた競技者育成プログラムを作成する。

(活動費)

第7条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って、旅費・日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

②広報委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第②項の広報委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の活動の全容を、本会会員やマスコミを含めた卓球関係者並びに一般の方々に、迅速に正しく伝達する。

- 2 活動内容の積極的なPRを行い、本会のイメージアップを図ると共に、卓球の普及と会員増大の為の広報活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため以下の活動を行う。

- 1) マスコミとの円滑な情報交換
 - ① 各種大会に関わる記者発表の計画・実施。大会記録・コメント等の迅速な情報交換。
 - ② 記者懇談会の計画・実施等を通じて、マスコミに本会の活動を積極的にPRする。
 - ③ 主要会議後の記者会見等マスコミへの本会活動の積極的な情報提供。
 - ④ その他、マスコミに対する卓球のPR活動全般。
- 2) 会員及び卓球関係者並びに一般の方に対し大会結果等、迅速且つ正確な情報提供
 - ① 本会ホームページの充実と更新及び管理。
 - ② 本会主要大会の試合結果速報等の情報活動を行うと共に、インターネットによる記録速報システムの構築を推進する。
- 3) 強化本部との連携を密にして、日本代表チームの活動を積極的にPRしていく。
- 4) 効果的なインターネットの活用による情報活動のスピードアップと効率化を推進

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～3名
- 3) 委員 若干名

（委員とは別に、専門家をアドバイザーとすることができる。）

(委員選出)

第5条 委員長、副委員長および委員の選出は、本則第5条に準拠する。

- 2 委員長が推薦する副委員長および委員は、本会の活動を正しく理解し、マスコミと広く情報交換ができるものが望ましい。

(活動)

第6条 本委員会の活動を遂行するため以下の具体的な活動を行う。

- 1) 国際大会、主要全国大会の開催に関する記者発表（マスコミが関心を持つ情報提供）及び日本代表選手（チーム）の記者会見など。

- 2) 記者との定期的な情報交換会の実施（年2回程度）、その他必要に応じ随時開催。マスコミに本会の活動を積極的にPRする。
- 3) 運営会議、理事会などの主要会議後の記者会見（担当役員ほか関係者出席）による情報提供及び意見交換。
- 4) マスコミ各社への国際大会、主要全国大会の迅速な大会記録・コメントの提供。
- 5) 主要全国大会開催にあたり主管団体に対して広報マニュアルを作成し提供する。
- 6) 本会のホームページを活用し、国際大会、主要全国大会の大会記録を会員及び関係者並びに一般の方に対し、迅速且つ正確に情報提供する。
- 7) 本会の主要大会へ広報委員を派遣し試合結果の速報等の情報活動を行うと共に、インターネットによる記録速報システム構築の支援を行う。
- 8) 強化本部との連携を密にした日本代表チームのPR。
- 9) 効果的なインターネットの活用により、ITTFの情報収集、主要会議の報告、各委員会の活動のPR等、本会ホームページの充実と迅速な更新・管理を行う。

（活動費）

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

③ルール・審判委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織第1条第③項のルール・審判委員会について定める。

(目的)

第2条 この委員会は、卓球ルールの制定及び改定と本会の公認審判員・上級公認審判員、公認レフェリー（以下公認審判員等という）の審査ならびに指導監督を行い、本会会員への卓球ルールの周知徹底、普及、指導を行うと共に、卓球競技会の円滑な遂行と、その権威を保持することを目的とする。

(事業)

第3条 この委員会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 卓球ルールの制定・改訂の検討とその管理
- 2) 卓球ルールの普及および指導
- 3) 公認審判員等の資格審査ならびに推薦
- 4) 公認審判員等の指導監督および管理
- 5) ルール、審判講習会の開催およびその指導
- 6) その他関連する必要事項

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2名
(内1名が審判担当、1名がルール担当とする)
- 3) ブロック代表通信委員 9名
- 4) 本会各委員会代表通信委員 若干名
- 5) 加盟団体代表通信委員 若干名
- 6) 委員長推薦審議委員 若干名

2 審議委員と通信委員について

- 1) 審議委員とは、委員会の事業目的達成のために審議する委員である。
- 2) 通信委員とは、委員会の事業目的達成のために通信にて連絡をする委員である。
- 3) 通信委員は、審議委員を兼務することがある。
- 4) 通信委員は、委員長の要請によって審議委員会に出席することがある。

(資格)

第5条 公認審判員および上級審判員は本会会員でありルールに精通し、かつ卓球競技会の競技運営及び審判実務にあたっては正しい判断のもとに迅速的確な処置を取り得る者でなければならない。

- 2) 公認レフェリーは本会会員であり、ルールに精通し、正しい判断と迅速、公正な処置により審判長として競技を円滑に運営遂行でき、かつ公認審判員等の指導・育成ができる者でなくてはならない。
- 3) 名誉レフェリーは、卓球全般に精通し、審判員の指導・育成および競技会運営の指導者として特別な資格を具備すると認められた者とする。

(資格区分)

第6条 本規定に定める公認審判員等の資格区分は次の通りとする。

- 1) 名誉レフェリー
- 2) 公認レフェリー
- 3) 上級公認審判員
- 4) 公認審判員

第7条 名誉レフェリーは、第5条第3項に定められた功績が認められた者とする。

第8条 公認レフェリーは、経験年数豊富で、各種競技会の競技運営ができる者であり、かつ上級公認審判員および公認審判員の指導養成ができる者とする。

第9条 上級公認審判員は、経験年数が相当にあり、本会が主催する全国大会の準決勝および決勝ならびに国際競技会の主審および副審を勤めると共に、各種卓球競技会の審判実務および競技運営ができる者であり、かつ審判員の実技の指導養成ができる者とする。

第10条 公認審判員は、各種卓球競技会において審判実務および大会各部門の運営担当ができるものとする。

(認定)

第11条 公認審判員等の審査は別に定める公認審判員審査規程によるものとし、つぎの通り行う。

- 1) 名誉レフェリーは、所属加盟団体長からの申請があった者に対し、理事会の推薦により、会長が指名する。
- 2) 公認レフェリーおよび上級公認審判員は所属加盟団体長からの申請のあった者に対し、本委員会が審査認定する。
- 3) 公認審判員は、加盟団体が実施した講習・資格試験に合格した者について所属団体長が申請を行い、本委員会で認定する。

第12条 前条3項における公認審判員の講習・資格試験を行える者は公認レフェリーとする。

(認定証等)

第13条 名誉レフェリー、公認レフェリー、上級公認審判員および公認審判員に認定された者に対しては、本会からそれぞれ名誉レフェリー証、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証ならびにそれぞれの資格の記章が交付される。

名誉レフェリー証、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証および各資格記章は各加盟団体長を経て交付するものとする。加盟団体は、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証に、該当者の写真(横4cm×縦3.5cm)を添付し、所定の費用を本会に納付しなければならない。

(罰則)

第14条 公認レフェリー、上級公認審判員または公認審判員であって適性を欠く行為のあった者に対しては、本委員会の議を経て、理事会が資格停止、降格

もしくは除名することがある。

(名簿)

第15条 本委員会は、名誉レフェリー名簿、公認レフェリー名簿、上級公認審判員および公認審判員名簿を作成し、必要な連絡を行うものとする。

(活動費)

第16条 委員長は活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本会の規定に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

④アスリート委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第④項のアスリート委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の卓球競技が競技の面から、一層発展することを願い、競技プレイヤーの観点から、適切な本会機関に対して意見や施策を具申することを目的とする。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。

- 1) 卓球ルールの制定・改定にあたっての意見具申
- 2) 卓球大会の運営（含審判）に関する意見・施策具申
- 3) 理事会あるいは運営会議より諮問された事項に対する意見具申
- 4) その他関連する事項についての意見・施策具申

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 若干名

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、前条に基づき、委員長が競技プレイヤーあるいはその経験者から選出する。

(活動費)

第6条 委員長は、年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って、旅費・日当が支給される。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑤組合せ委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑤項の組合せ委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、本会が主催する全国大会の競技が偏りのない公平な組合せ（ドロー）のもとで実施されるための競技の組合せを作成する。

(活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 各大会ごとのシードの数およびシード選手の基準作成
- 2) 組合せ方式の決定
リーグ戦方式かトーナメント方式かの選択、あるいは特別な方式を採用するかを選択。
- 3) 前項 1)、2) に従って、組合せを作成する。
- 4) 組合せマニュアルの研究・立案

(構成)

第4条 本委員会および組合せ会議の委員構成は次の通りとする。

- 1) 組合せ委員会（全体会議）
 - ① 委員長 1名
 - ② 副委員長 1～2名
 - ③ 委員 1～15名
- 2) 組合せ会議（大会毎に開催）
 - ① 委員長 1名
 - ② 副委員長 1～2名
 - ③ 委員 若干名
 - ④ 大会担当審判長 1名

(委員の選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により会長が委嘱する。

(委員会・会議の開催)

第6条 全体会議は年1回とする。

- 2 前項の他、大会毎の組合せ会議を、各大会への参加申込み締め切り後、速やかに担当委員を招集して開催する。
- 3 委員長は、担当委員、開催日時、場所などを決定し、事務局は委員長の指示に基づいて、遅滞なく担当委員に組合せ会議開催について連絡する。

(組合せの基本原則)

第7条 組合せを実施するにあたっては、基本原則を次の通り定める。

- 1) 前年度のランキング保持者は、シードされる。
- 2) 各シードの該当位置は、原則として日本卓球ルール3.6（ランキングによるシード順位）に従う。
- 3) 同一都道府県の代表選手は、抽選により均等に配置される。また、同一都

- 道府県の同一チームの選手は、抽選により可能な限り均等に配置される。
- 4)同一ブロックの選手は、可能な限り1回戦または同一リーグ戦グループで対戦しないよう組合わされる。

(非公開)

第8条 組合せ実施にあたっては、原則として非公開とする。

(結果の公表)

第9条 委員会による組合せ結果チェックが完了した後、速やかに関係加盟団体に組合せ結果を公表する。ただし、本会事務局及び組合せ会議委員は、参加者個人などの個別の問い合わせなどに対して直接に組合せ結果を公表しない。問い合わせに対する回答は原則として加盟団体があたるものとする。

(活動費)

第10条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたって、委員には本会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。
- 3 この規程は平成27年12月12日一部改訂、平成28年4月1日より施行する。
- 4 この規程は平成31年3月9日一部改訂、平成31年4月1日より施行する。

[別表] 全日本選手権のシード選手優先選出基準

1 シングルス

優先順位	対象とする大会など	戦	績
1	前年度全日本選手権	1位	～ 16位
2	最新世界ランキング	1位	～ 50位
3	当年度社会人選手権	1位	～ 8位
4	当年度全日本大学総合（個人の部）	1位	～ 4位
5	当年度インターハイ	1位	～ 2位
6	前年度全日本選手権	17位	～ 32位
7	最新世界ランキング	51位	～ 100位
8	当年度社会人選手権	9位	～ 16位
9	当年度全日本大学総合（個人の部）	5位	～ 8位
10	当年度インターハイ	3位	～ 4位
11	当年度全日本大学総合（個人の部）	9位	～ 16位
12	当年度インターハイ	5位	～ 8位
13	前年度全日本選手権（ジュニア）	1位	～ 4位
14	強化本部推薦	上位4名	
15	当年度社会人選手権	17位	～ 32位
16	前年度全日本選手権（ジュニア）	5位	～ 8位
17	当年度インターハイ	9位	～ 16位
	以上により上位32名が充足できない場合には		
18	日本卓球リーグ推薦	4名	

2 ダブルス

優先順位	対象とする大会など	戦	績
1	前年度全日本選手権	1位	～ 8位
2	当年度社会人選手権	1位	～ 4位
3	当年度全日本大学総合（個人の部）	1位	～ 4位
4	当年度インターハイ	1位	
5	強化本部推薦	上位2組	
6	日本卓球リーグ推薦	上位2組	
7	当年度社会人選手権	5位	～ 8位
8	当年度インターハイ	2位	
9	日本卓球リーグ推薦	上位3組	～ 4組
10	当年度全日本大学総合（個人の部）	5位	～ 8位
11	当年度インターハイ	3位	～ 4位
12	前年度全日本選手権	9位	～ 16位
13	当年度社会人選手権	9位	～ 16位
14	当年度全日本大学総合（個人の部）	9位	～ 16位
15	当年度インターハイ	5位	～ 8位
	以上により上位16組が充足できない場合には		
16	日本卓球リーグ推薦	2組	

以上

⑥段級制委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑥項の段級制委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、会員の卓球競技の実力または功績を表し、また愛好者のさらなる向上目標となっている本会の卓球の段・級制を普及・発展させ、段位・級取得者の拡大とともに本会財政基盤の確立のために活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 段級制の普及・拡大のための研究・立案
- 2) 段位・級の取得者名簿の管理
- 3) ハンドブック掲載名簿の見直し・管理

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 10名以内

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長が推薦した者若干名からなり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 名簿のチェックを定期的の実施し、最新の情報を把握することを心掛ける。
- 3) 活動にあたっては、取得者の満足度を高め、さらなる高位取得を促すような施策を研究・立案・実行する。また、未取得者の取得願望をかき立て、取得者増大の施策を研究・立案・実行する。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑦ クラブ委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑦項のクラブ委員会について定める。

(目的)

第2条 海外では、卓球愛好者がクラブ組織で積極的に活動してその国の強固な基盤を築いる現実と、次代を担う若年層の卓球の普及と指導の一翼をクラブ卓球が担っている国内の現実を認識する中で、本委員会は、全国のクラブ卓球組織の育成・普及と活性化を通して本会会員の一層の増大を目指し、活動を展開する。

(クラブ)

第3条 本委員会が扱う「クラブ」とは、広い意味で卓球愛好者が同胞を募って結成した本会に登録した組織を言う。これには通常の愛好者からなるクラブはもとより企業内クラブ、大学内クラブなどを含めるものとする。なお、各クラブの所属は1都道府県内とする。

(基本活動)

第4条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全日本クラブ選手権大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) 全国クラブの実態調査と、全国愛好家への実例紹介、並びに「普及」と「強化」の側面において日本のクラブが今後目指すべきビジョンの提言・推進
- 3) 全国クラブ卓球愛好家への全日本クラブ選手権大会のアピールと本会会員登録推進

(構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 若干名

(委員選出)

第6条 委員長および副委員長は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。委員は委員長および副委員長が、全国的バランスを考慮して選出・推薦し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。尚、委員総数は15名以内を原則とする。

(活動)

第7条 本委員会の活動を効果的に遂行するため年1回、全体会議を行い、その他必要に応じて小委員会を行う。

(活動費)

第8条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑧レディース委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑧項のレディース委員会について定める。

(目的)

第2条 日本卓球界の一翼をレディース層が担っている現実を認識する中で、本委員会は、該当レディース層として30歳代以上の女性を対象として、卓球を通して、より多くの人々が生涯にわたって充実した生活を実現できるように生涯スポーツ卓球の普及と、またそれに伴う本会会員の一層の増大を目指し、卓球の普及・指導・育成の活動を展開する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全国レディース卓球大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) オールレディース卓球大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 3) 全国レディース卓球大会（ブロック大会）の活性化のための検討と大会運営への協力
- 4) 地域のレディース卓球大会の活性化への協力
- 5) 登録会員増大の施策検討・実施
- 6) 各種講習会の実施

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 5名以内 |
| 3) 委員 | 若干名 |

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、全国各ブロックから推薦されたブロック代表者および委員長が推薦する者（5名以内）からなり、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 年1回全国レディース卓球大会に併せて全体会議を行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を定め、連絡を密にした活動を行う。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑨ マスターズ・ラージボール委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑨項のマスターズ・ラージボール委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、30歳代以上生涯にわたる各層での卓球の活性化を実現させ、本会会員の一層の増大を目指し、卓球の普及・指導・育成の活動を展開する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全日本選手権大会（マスターズの部）の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) 全国ラージボール大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 3) 温泉卓球シリーズへの協力
- 4) スポーツレクリエーション祭に関わる協力
- 5) 全国健康福祉祭に関わる協力
- 6) 各種年代別競技にかかわる研究・立案・運営
- 7) 国際ベテラン大会への協力
- 8) 講習会の実施

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 2～3名 |
| 3) 委員 | 若干名 |

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、全国各ブロックを代表する者および委員長が推薦する者（5名以内）からなり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を定め、連絡を密にした活動を行う。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。

⑩スポーツ医・科学委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑩項のスポーツ医・科学委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、医・科学分野から、ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及などに寄与するための関連諸活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 関係部門の要請に基づく医科学データの作成・報告
- 2) 関係部門の要請に基づく卓球用具にかかわる科学データの作成・提供
- 3) ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及に寄与する医・科学研究の実施
- 4) ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及に寄与する医・科学サポート活動の実施
- 5) 選手強化・育成に関わる、医学、工学、体育学、栄養学、心理学などのスポーツ科学情報の提供と啓蒙活動
- 6) 障害者卓球発展への協力
- 7) 国内外の関連の学会などに出席し、委員会活動に関する研究テーマの発表に積極的に取り組む共に、有用な情報の収集を行い、本会関係者に報告・啓蒙を行う。

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|-----------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 20名を限度とする |
| 4) 通信委員 | 7～8名 |

(委員選出)

第5条 委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、委員長の推薦に基づき理事会が推挙し会長が委嘱する。なお、本委員会の活動を有意義かつ効果的に遂行するため、本委員会委員には、本会の活動に理解ある関連分野の専門研究者などを選出することが望ましい。

(活動費)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため、委員長は本会が依頼する研究活動を遂行する委員（通信委員は除く）に対して活動に見合う研究活動費を支給することができる。

- 2) 研究活動費は、研究活動内容とともに年度予算として理事会の承認を得ることを原則とする。
- 3) 通常の委員会活動（会議等）には、前項規定とは別に本会規程に従って、旅費、日当が支給される。通信委員はその対象としない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成26年5月31日一部改訂、平成26年6月1日より施行する。

⑪中学生普及委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑪項の中学生普及委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、卓球競技の一層の発展を願い、指導者の観点から適切な本会機関に対して意見や施策を具申し、全国各地域の指導者に対し情報提供活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 地域指導者に対する情報提供
- 2) 競技者育成委員会への諮問と連携
- 3) 指導者養成委員会への諮問と連携
- 4) 関係機関への諮問と連携

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 若干名 |

(委員の選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会は必要に応じて、委員長が招集し開催される。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。
- 3 講習会講師への謝礼などは別途定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑫アンチ・ドーピング委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑫項のアンチ・ドーピング（以下ADという）委員会について定める。

(職務)

第2条 AD委員会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADA）および国際卓球連盟（以下、ITTF）との連携の下に、日本卓球協会アンチ・ドーピング規程に基づき、以下の職務を行う。

- 1) 競技者を対象としたドーピング検査において、
NF Representative（競技団体代表者）としてJADAに協力する。
 - ① 年度計画（検査対象競技会の選定、検査日程、検体数等）の策定への協力
 - ② ドーピング検査の実務について、JADAへの助言と協力
 - ③ その他、ドーピング検査実施における必要事項
- 2) ドーピングに関する調査、情報の収集及び管理
 - ① ドーピングの実態に関する調査
 - ② ドーピング検査結果に関する保存、統計評価
 - ③ その他、AD委員会が必要と認める調査と情報収集
- 3) 競技者、指導者へのアンチ・ドーピング教育、啓蒙活動の実施
- 4) その他、日本卓球協会アンチ・ドーピング規程の実施に関して必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 AD委員会の委員長は本会理事会が推挙し、本会会長が委嘱する。

第4条 AD委員会の委員はAD委員長の推薦に基づき本会理事会が推挙し本会会長が委嘱任命する。

第5条 AD委員会は、医学、薬学の専門家を含む数名により構成される。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再委嘱することができる。

(会議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を処理する。

会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 会議は非公開とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成26年5月31日一部改訂、平成26年6月1日より施行する。

3 この規程は平成27年12月13日一部改訂、平成27年12月13日より施行する。

4 この規程は平成30年9月22日一部改訂、平成30年9月22日より施行する。

⑬ 登録推進委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑬項の登録推進委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、本会事業の基盤である登録会員の増大を図るための諸施策を検討し、加盟団体が継続的に会員増大を実現できる支援をする。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 加盟団体の登録会員実態を調査する。
- 2) 加盟登録者増大の具体的施策を検討する。
- 3) 加盟団体の実状にあった会員登録増大策を提案する。
- 4) 継続的会員増大を実現した加盟団体を表彰する。
- 5) 必要に応じて登録規程の見直しについて検討・提案する。

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2～3名
- 3) 委員 若干名

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体理事長を加盟団体の担当者として定め、連絡を密にした活動を行う。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑭ 環境委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑭項の環境委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、公益財団法人日本オリンピック委員会が進める「スポーツ環境保全活動」を受けて、本会が展開する卓球事業を通じて、環境保全を実現させ、本会会員へ環境保全の意識高揚と実践活動を展開する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 環境保全基本理念および行動指針の策定
- 2) 本会が主催する行事における環境保全活動を実践・指導
- 3) 加盟団体の環境保全活動の支援
- 4) 公益財団法人日本オリンピック委員会の環境保全活動の協力
- 5) 関連テーマに関するセミナーの促進

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 若干名 |

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を位置づけ、本委員会と連絡を密にする。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

環 境 方 針

公益財団法人 日本卓球協会

環境保全基本理念

公益財団法人日本卓球協会（JTТА）は、公益財団法人日本オリンピック委員会が推進する「地球環境保全活動」に準じ、本会の事業に関連して、各分野での活動において環境保全の啓蒙と実践を最重要課題の一つとして積極的に展開する。

行 動 指 針

「帰るときは、来たときよりも美しく」、「資源を有効に活用しよう」を２大テーマにして、本会の活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境保全のための継続可能な活動を推進する。

そのために、本会は次に掲げるテーマを環境保全の重点項目として取り組む。

1. 各競技会における紙の有効活用など省資源を推進する。
2. 郵便物を利用する連絡手段から、ファックス利用、更にEメールの利用とペーパーレスを積極的に推進する。
3. 事務局内におけるゴミの分別収集を徹底する。
4. 競技会場と連絡を密にして、ゴミの分別収集の徹底に協力する。
5. 競技会場への交通手段は極力公共交通手段を利用するよう促す。
6. 選手・役員に環境保全の実践について啓発活動を推進し協力を呼びかける。
7. 本環境方針を全会員に周知するとともに、一般の人にも開示する。

⑮ホープス委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑮項のホープス委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、次の時代を担う小学生以下の選手およびその指導者の養成と小学生以下の普及を図るために諸施策を検討し、本会機関に対して意見を具申する。

(基本活動)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 小学生以下の選手育成のための競技者育成委員会との連携
- 2) 小学生以下の指導者養成のための指導者養成委員会との連携
- 3) 小学生以下の普及と登録者増のための施策の検討
- 4) 小学生以下の各種卓球大会の内容、運営に関する意見具申

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 若干名

(委員の選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会は、必要に応じて、委員長が招集し開催される。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑩用具委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑩項の用具委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、卓球競技がルールに基づいて公正でかつ安全に行われ、卓球が広く普及するとともに、卓球用具関連業者の公正な競争を促し、ともに発展する施策を検討・実施し、関連制度の管理・運営を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う

- 1) 第4条に定める公認用具の認定審査基準策定・認可
- 2) 日本卓球公認工業会、公認業者との折衝・指導
- 3) 日本卓球公認工業会との「普及懇談会」の開催協力
- 4) 日本卓球公認工業会関係業者のITTF公認申請手続きの援助
- 5) 新規加盟申請業者との折衝・許認可業務
- 6) ITTF用具委員会との情報収集活動とルール・審判委員会との連携による日本卓球公認工業会関係業者への情報連絡

(公認用具)

第4条 本会の定める「卓球公認用具」は以下の通りとする。

- 1) ボール
- 2) 卓球台
- 3) サポート（ネット支柱）
- 4) ネット
- 5) ラケット本体
- 6) ラバー
- 7) 競技用服装（シャツ、スカート、短パン）
- 8) 接着剤
- 9) フロアマット
- 10) その他

(構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 委員 若干名
- 3) アドバイザー 若干名

(委員選出)

第6条 委員長、および委員の選出は、本則第5条に準拠する。

- 2 委員は、委員長が推薦した用具に関わる学識経験者若干名とし、用具公認制度運営で利害なく公平が保たれる立場の者とする。

(活動費)

第7条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたって、委員には本会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

⑰指導者養成委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑰項の指導者養成委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、卓球競技の強化・普及と地域の技術レベル向上の指導者としての日本スポーツ協会が定める「公認卓球指導者」の活動が充実し、その成果を一層高めるための支援・研究活動を行う。

(公認コーチ)

第3条 本委員会に関わる「公認卓球指導者」とは次の資格者をいう。

- 1) 指導員
- 2) 上級指導員
- 3) コーチ
- 4) 上級コーチ

(基本活動)

第4条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 公認卓球指導者の活動実態の調査・把握
- 2) 公認卓球指導者の養成とその管理
- 3) 公認卓球指導者の活動範囲の拡大策についての検討
- 4) 本会独自の公認卓球指導者制度の研究・立案
- 5) 指導者講習会の実施

(構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|-------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 20名以内 |

(委員選出)

第6条 副委員長および委員は、委員長が推薦した学識経験者若干名からなり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動費)

第7条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。
2 委員会活動にあたって、委員には本会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。